

# 第37回 茨本市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年9月29日(水曜日)  
午後1時30分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

---

## 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等  
について

(2) その他

3 閉 会

---

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年9月28日付け災対第2975号で示された「府民等への要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：10月1日～10月31日
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※1）の実施を条件とします。
- (3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

2 参考資料

令和3年9月28日付け災対第2975号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」

※1：適切な感染防止策等（府民等への要請より）  
▶ イベント開催の要件は以下のとおり

収容率 ※1		人数上限 ※1	営業時間短縮
大声なし ※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声あり ※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きいほう	21時まで ※4 (法に基づかない働きかけ)
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 ※3 (席がない場合は十分な間隔)		

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）  
収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること・

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。  
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、21時まで。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～20時30分）（法第24条第9項に基づく）  
酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること

## 市公共施設の開館予定表

## 別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		△	夜間区分の一部（20時以降、ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
市民総合センター（クリエイティブセンター）		△	利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
男女共生センターローズWAM		△	夜間区分の一部（20時以降、ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
生涯学習センターきらめき		△	夜間区分の一部（20時以降、ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
保健	保健医療センター	○		○	
	こども健康センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	福井多世代交流センター	○		○	
	葦原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	沢池多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	西河原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	南茨木多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	いきいき交流広場	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	コミュニティデイハウス	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供を実施	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供を実施
	街かどデイハウス	○		○	
	障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止	○
	障害者就労支援センターかしの木園	○		○	
	障害者生活支援センターともしび園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	○	親子交流の場、一時預りは14日から再開。感染症予防対策を徹底し、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。
	子育てすこやかセンター	○	感染症予防対策を徹底し、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
体育館	市民体育館	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。
	福井市民体育館	△		△	
	南市民体育館	△		△	
	東市民体育館	△		△	
プール	西河原市民プール	○		○	
	中条市民プール	×	夏期営業のみ	×	夏期のみ開場
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	中央公園南グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	島3号公園大グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	島3号公園小グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	西河原公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	西河原公園南グラウンド	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	春日丘運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	福井運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	西河原公園南庭球場	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	春日丘運動広場弓道場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	IBALAB@広場	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。
	忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	○		○	

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
コミュニティセンター	蓋原コミュニティセンター	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	中津コミュニティセンター	△			
	庄栄コミュニティセンター	△			
	水尾コミュニティセンター	△			
	郡コミュニティセンター	△			
	西河原コミュニティセンター	△			
	穂積コミュニティセンター	△			
	畑田コミュニティセンター	△			
	東コミュニティセンター	△			
	豊川コミュニティセンター	△			
	彩都西コミュニティセンター	△			
	三島コミュニティセンター	△			
	大池コミュニティセンター	△			
	春日コミュニティセンター	△			
	東奈良コミュニティセンター	△			
	沢池コミュニティセンター	△			
	山手台コミュニティセンター	△			
玉櫛コミュニティセンター	△				
公民館	茨木公民館	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。	△	施設の利用時間は午後9時まで、 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以 内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。
	春日丘公民館	△			
	中条公民館	△			
	安威公民館	△			
	玉島公民館	△			
	福井公民館	△			
	清溪公民館	△			
	見山公民館	×			
	石河公民館	△			
	太田公民館	△			
	太田公民館分室	△			
	天王公民館	△			
	郡山公民館	△			
	耳原公民館	△			
	白川公民館	△			
西公民館	△				

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川のち・愛・ゆめセンター	△	夜間区分の一部(20時以降)の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム(天文観望室)		△	利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	
青少年	上中条青少年センター	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	△	施設の利用時間は午後9時まで、 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以 内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	△	共用施設の利用時間は午後8時まで、利用定員は50%以内と する。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
図書館(富士正晴記念館含む。)		○	滞在時間等一部制限あり。	○	3密対策を講じて開館。
里山センター(森の学び舎)		△	会議室等の貸室については、収容率の50%以下(条件あり) とする。芝生広場・バーベキュー等については、家族利用に 限定。センター主催のイベントは中止。	○	会議室等の貸室については、収容率制限を解除する。芝生広 場・バーベキュー等、センター主催のイベントについては感染 防止対策を徹底し、開催。
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、 耳原公園	○		○	

災 対 第 2975 号  
令和3年9月28日

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、8月2日から、緊急事態措置に基づく要請を行い、府民や事業者の皆さまの感染防止対策へのご協力により、新規感染者数も減少傾向にあることなどから、10月1日以降、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外されることとなりました。

しかしながら、新規陽性者数は国の分科会指標のステージⅣ（緊急事態措置適用）の基準を上回っており、感染規模としては依然として大きく、緊急事態措置解除後も、感染の再拡大（リバウンド）を避けるため、段階的な対策の緩和が必要です。

このような状況を踏まえ、本日、第59回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府民に対し、「混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること」「要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること」等を要請いたしました。

また、飲食店等に対しては、ゴールドステッカー認証店舗は21時までの営業時間短縮（酒類提供は11時から20時30分まで）や、その他の店舗は、20時までの営業時間短縮（酒類提供は自粛）に加え、同一グループ・同一テーブル原則4人以内、カラオケ設備の利用自粛を要請いたしました。

つきましては、貴市町村におかれましても、本会議で決定された要請内容等について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 府民等への要請

別添資料2 第59回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

別添ポスター「飲食時の感染予防対策～おしゃべりはマスクをつけて～」

問い合わせ先 代表 06-6941-0351  
上記要請について  
災害対策課 健康危機事象対策チーム  
柴田・工藤・細谷（内線 4947、4948）  
別添ポスターについて  
感染症対策企画課  
田北・吉岡（内線 4992、4993）

※政府対策本部において、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外された場合に発効

- ① 区域 **大阪府全域**
- ② 要請期間 **10月1日～10月31日**（ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断）
- ③ 実施内容

## ●府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- 要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
- 都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底
- 感染防止対策を徹底すること。重症化リスクが高い40代・50代は、特に、注意すること
- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底
  - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
  - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- テレワーク等、柔軟な働き方を行うこと



## ●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること**
  - ・ **クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合）**
  - ・ **多人数が接触する活動及び前後の会食**
  - ・ **旅行や、自宅・友人宅での飲み会**
- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすためオンラインを活用するとともに、面接授業の場合、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の低減を行うこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

# ● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

## ➤ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

収容率※1		人数上限※1	営業時間短縮
<b>大声なし※2</b> クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	<b>大声あり※2</b> ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人 又は 収容定員50%以内 （≦10,000人） のいずれか大きい方	21時まで※4 （法に基づかない働きかけ）
<b>100%以内</b> （席がない場合は適切な間隔）	<b>50%以内※3</b> （席がない場合は十分な間隔）		

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。  
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、21時まで。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～20時30分）（法第24条第9項に基づく）

酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

（イベントを開催する場合の要請内容）

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること

## ●施設について（府有施設を含む）

## 飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 （8ページ参照）	その他の店舗
<p><b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p><b>【遊興施設】</b> キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p><b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間短縮（21時まで）</li> <li>○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は11時～20時30分</li> <li>○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3</li> <li>○カラオケ設備の利用自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間短縮（20時まで）</li> <li>○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は自粛</li> <li>○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3</li> <li>○カラオケ設備の利用自粛</li> </ul>

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。

※3 同居家族の場合は除く

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<b>【営業時間】</b> 21時まで （法に基づかない働きかけ）  <b>【その他】</b> 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	<b>【人数上限・収容率】</b> イベントの開催制限と同じ  <b>【営業時間】</b> 21時まで （法に基づかない働きかけ）  <b>【その他】</b> 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

## 概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

## 対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

## 認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO2センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

## 問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分



## 時短要請等コールセンター

特措法に基づく営業時間短縮要請等の内容にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定



## 第 59 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第 59 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

1. 日時 : 令和 3 年 9 月 28 日 (火) 15 時 00 分から 15 時 50 分まで
2. 場所 : 大阪府新別館北館 1 階 災害対策本部会議室

**【結果概要】****(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 新規陽性者数は、第四波を上回る速度で減少(直近 1 週間の前週比約 0.50 倍)しているが、依然、1 日平均約 367 名発生しており、政府分科会指標のステージⅣ(緊急事態措置適用)の基準を上回っている状況。
- 新規陽性者数の内訳について、ワクチン接種者は未接種者と比べて少なく、重症・死亡者も少ない。ワクチンには発症や重症化予防効果が期待されるが、一方で感染に気付かないまま周囲に感染を広げる可能性もあることから、接種後も感染予防対策の継続が必要。
- 一般医療と両立可能な重症病床使用率は約 5 割、軽症中等症病床使用率は約 4 割であり、ひっ迫状況は改善しているが、第四波、第五波の当初の数より極めて多い。
- 緊急事態措置期間(8 月 2 日～)の繁華街の滞在人口は、横ばい。1 日平均で、3 月と比較して 8 割程度。
- 飲食店への措置内容の周知徹底、ゴールドステッカーの申請勧奨、営業時間短縮要請にかかる現地確認を行い、未協力店舗に対する働きかけを実施。

**(2) 府民等への要請等**

- 本日の、府対策本部において、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外されることを条件に、10 月 1 日から 10 月 31 日まで、新しい要請を実施。
- 府民には、「混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること」「要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること」等を要請。
- イベントの開催については、収容率: 大声なし 100%以内、大声あり: 50%以内、かつ人数上限: 5000 人以内又は収容定員 50%以内(≦10,000 人)のいずれか大きい方を要請。21 時までの時短について働きかけ。
- 飲食店等は、ゴールドステッカー認証店舗は、21 時までの営業時間短縮、酒類提供は 11 時～20 時 30 分。その他の店舗は、20 時までの営業時間短縮、酒類提供は自粛。全ての飲食店等に、同一グループ・同一テーブル原則 4 人以内、カラオケ設備の利用自粛を要請。
- 商業施設、運動施設等は、1000 m<sup>2</sup>超の施設について、21 時までの営業時間短縮を働きかけ。適切な入場整理等を要請。

**(府立学校における今後の教育活動)**

- 10 月 1 日以降の府立学校における教育活動については、これまで制限を行っていた修学旅行等、学校行事、部活動のいずれも、感染防止対策を徹底したうえで実施。

**(3) 「大阪モデル」について**

- 医療のひっ迫状況は改善傾向にあることを踏まえ、緊急事態措置解除後、まん延防止等重点措置が適用されない場合、10 月 1 日付けで、非常事態(赤色信号)を解除し、警戒(黄色信号点灯)とする。
- ただし、新規陽性者数等が再び増加傾向となり、非常事態の目安に到達する場合は、直ちに本部会議を開催し、非常事態へのステージ移行を決定する。

**(4) その他**

- 第六波に向け、抗体カクテル療法等による初期治療体制の強化、圏域ごとのネットワーク体制の構築、ひっ迫時に備えた保健所連絡前の医療へのアクセス確保を行い、医療・療養体制を強化する。

恐れいますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

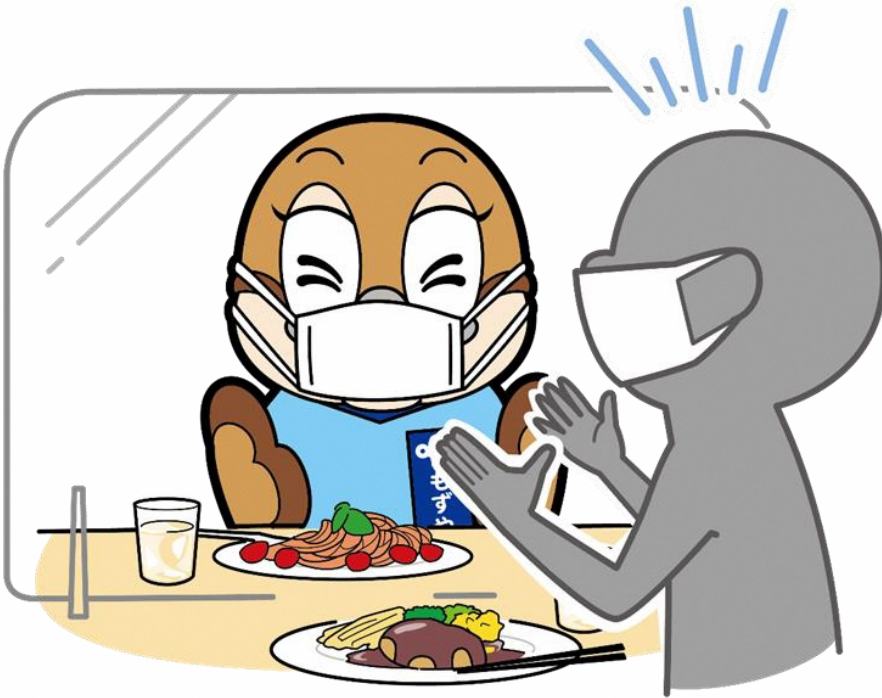
[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/59kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/59kaigi.html)

令和 3 年 9 月 28 日

感染予防対策を  
お願いします

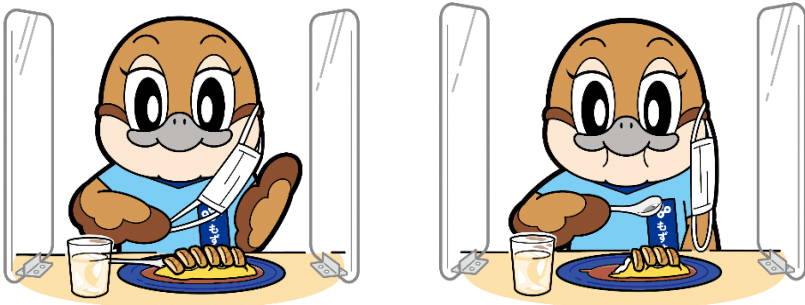
# おしゃべりは、 マスクつけて。

自分のために。大切な人のために。



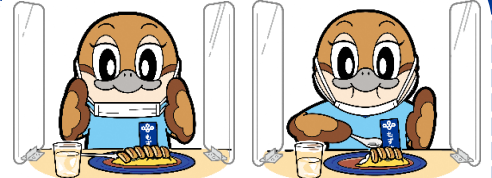
©2014 大阪府もずやん

## 飲食時のマスクの外し方のポイント



ゴムひもをもってマスクを外し、  
マスクの表面に触ったときは  
アルコール消毒をしましょう。

次善策として



左の方法が難しい時には、  
両方のひもをもって  
マスクをあごまで下げる  
やり方もあります。